

国民年金 だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

転居した時は住所変更を

〈加入（納付）している人〉

国民年金（第1号）に加入している人が転居や転出をした場合は、転入先の市町村役場で住所変更届を提出してください（住民票とは別に届出をする必要があります）。年金を納付するために使用する納付書はそのまま使用できます。

なお、配偶者が会社員など（第2号）で、その扶養（第3号）の人は、勤務先を通して届出することになっています。

〈年金を受給している方〉

国民（厚生）年金を受給されている人が転居や転出をした場合、住民票の届出と連動するようにしています。ただし、過去の届出と住民票住所が異なっていた場合などは連動しない場合があります。

連動しているか確認したい人や、今後は連動させたいと

年金事務所 出張年金相談日

10月から下記のとおり、年金相談を開催します。
相談日・開催場所が変わりました。
（受付時間に変更はありません）

相談日 毎月第4水曜日

開催場所 須崎市総合保健福祉センター
2階会議室（山手町1番7号）

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

これからの相談日 10月23日（水）・11月27日（水）
※相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



納付督促・催告状について

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の申請をしている人に対して、未納期間の納付督促・催告状が送

考えている人は、年金担当の窓口申し出て下さい。
転居や転出をした場合、郵便局に転送届を出しておくことをお勧めします（1年間有効）。

付されることがあります。
これは、各種免除（猶予）申請の手続きをしてから、審査結果が確定するまでの間に保険料を納めていない場合は未納扱いになるためです。
申請手続き以降に納付された年金保険料については、各種免除（猶予）確定後に、確定した結果に応じた金額が還付されます。また、未納状態で病気や事故により障害を負ったとき、障害年金の請求ができなくなります。
これらのことを回避するためには、年金保険料を納付期限までに納付する必要があります。各種免除（猶予）申請の手続きをしている人も納付することをお勧めします。

医療保険 だより



領収書は大切に保管してください

医療機関や薬局は、医療費の内容の分かる領収書を発行するようになっています。領収書は、皆さんが医療費を支払った大切な証拠書類です。高額療養費の請求や、確定申告で、医療費控除を受ける際の添付資料として必要になります。

須崎市では、国民健康保険の高額療養費の払い戻しにおいて、70歳以上75才未満の人は、以前は領収書の添付が必要ありませんでした。しかし、今年度から原則領収書の添付がないと、払い戻しを受けられなくなりました。

また、限度額適用認定証の交付を受けると、病院や薬局窓口での支払いを、法定の自己負担限度額（保険診療）までにとどめることが可能になります。それにより、高額療養費の申請が不要になります。医療費が高額になりそうなどときは、事前に申請をお願いします。

市民課 保険医療係

☎42・1191